平成２６年（フ）第１３７５号
札幌市西区八軒６条東５丁目２番10―401号
債務者　森　　直樹
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９８号
札幌市東区北43条東４丁目３番11―101号
債務者　平　　裕史
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９９号
札幌市東区北43条東４丁目３番11―101号
債務者　平　　里美（旧姓宮西・山下）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４８７号
札幌市豊平区美園10条４丁目２番11号　ハイム円満201号、申立時の住所札幌市豊平区美園８条３丁目３番16号
債務者　菊池　　信
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３４号
札幌市西区発寒14条３丁目６番４号　中島アパート２階右
債務者　池田　雪絵（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８０号
札幌市北区北22条西５丁目２番19号　セゾン北22―５号
債務者　澤田　博司
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９４号
札幌市北区新川２条２丁目10番５号　リバティー新川103号
債務者　吉本　英紀
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６００号
札幌市南区澄川４条３丁目２番７号　ＺＩＯＮ澄川103号
債務者　山崎　　睦（旧姓向山）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０１号
札幌市清田区里塚１条４丁目３番18―105号
債務者　柴崎　美紀
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０８号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目３番14号　コーポ吉野203号
債務者　鹿内　清孝
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４３号
北海道石狩市花川北３条４丁目33番地
債務者　神田わかな（旧姓畑野）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７２号
札幌市豊平区月寒東２条６丁目７番７号　コーポ八大１号
債務者　畑山　京子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７３号
札幌市白石区東札幌５条４丁目４番36号　スカイハイム203号
債務者　細矢　　忍
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７００号
札幌市東区東苗穂14条３丁目25番11号
債務者　阿部　公一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５４号
群馬県前橋市総社町植野715番地１　ミヤハイツ101号
債務者　石井　一利
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６２号
群馬県前橋市粕川町新屋231番地３
債務者　鎌塚　　鉄
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７７号
群馬県渋川市伊香保町伊香保131番地13　美松旅館寮
債務者　中村　　勇
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係